

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の2第1項の規定により、次の建設業者については、営業所の所在地を確知できないため公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がないときは、同法同条同項の規定により当該建設業者の許可を取り消すことがある。

令和2年1月10日

静岡県知事 川勝平太

商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	許可年月日
(株) 幹生工業	高田 幹二	沼津市新宿町2-2水の杜ビル4階	(般-26) 第35390号	平成27年3月16日